

教育実習を希望するみなさんへ

教育実習の申し込みについて

本校での教育実習を希望する方は、以下の注意事項に従って申し込み手続きを行ってください。

1 実習期間

原則として、1学期中間考査終了後の月曜日から2週間とします。また、受け入れ人数等の関係により2学期にも実施することがあります。その場合は、原則として、2学期中間考査終了後の月曜日から2週間とします。ただし、大学3回生で教育実習を行う場合は、2学期での実施とします。

なお、3週間の実習期間は設定していません。（保健体育と養護を除く。）

2 受け入れ条件

次の(1)～(3)の条件をすべて満たす者に対して、教育実習の申し込みを受け付けます。

- (1) 原則として、本校の卒業生であること。
- (2) 教員を志す意思が強固であり、教員採用試験の受験を予定していること。
- (3) 本校の教育方針に従い、教職員と同様の自覚をもって実習にあたること。

3 申し込み手続および受け入れまでの流れ

- (1) 受付期間は、実習実施前年の5月1日から31日まで（休業日は除く）とします。
- (2) 実習希望者は、教育実習申込書（本校ホームページからダウンロード可）に必要事項を記入し、受付期間内に本校教務部へ持参してください（受付時間は平日 8:30～17:00）。なお、来校が困難な場合は期間内必着での郵送も可とします。その場合は事前に電話で本校の教務部に許可を得てください。
- (3) 受付期間終了後、希望教科・科目や人数等の条件を踏まえて、受入予定者を決定します。なお、本校での受け入れが可能な人数を超えた場合には、代理抽選等の方法で決定することがあります。結果の通知は、原則として6月中に本人に対して行います。
- (4) 受入予定者は8月の本校が指定する日に来校し、必要書類と事前に指示した課題を提出してください。
- (5) 提出された書類・課題等を本校で審査し、教育実習受入の可否を決定します。
- (6) 結果の通知は9月中に本人へ行き、必要に応じて大学等へ内諾書等を送付します。

4 その他

- (1) 教員数などにより受入体制が十分に整えられない教科・科目は受け付けできないことがあります。
- (2) 教育実習を行う者として不適切な事象が生じた場合は受け入れを取り消すことがあります。

問い合わせ先 京都府立西城陽高等学校・教務部

〒610-0117

京都府城陽市枇杷庄京縄手 46-1

(Tel 0774-53-5455)